

定 款

平成 11 年（1999 年）11 月 5 日東京都認証

平成 13 年（2001 年）8 月 31 日東京都認証

平成 15 年（2003 年）10 月 24 日東京都認証

平成 30 年（2018 年）8 月 20 日東京都認証

特定非営利活動法人
ファミリーハウス

特定非営利活動法人 ファミリーハウス定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ファミリーハウスという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、小児がん等の難病で通院ないし入院治療を受ける子どもたち及びその家族を支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の非営利活動をいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、前条各号の特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 小児がん等難病の子どもたち及びその家族の滞在施設の実現及び運営
- (2) 小児がん等難病の子どもたち及びその家族の現状について広く国民に理解を求める広報活動
- (3) 小児がん等難病の子どもたち及びその家族に対する援助及び支援活動
- (4) その他この法人の目的達成のため必要な事業

第2章 会 員

(正会員)

第6条 この法人は、10人以上の正会員(法人その他団体であることを妨げない。)をもって組織する。

2 正会員は、この法人の目的に賛同する者であって、連帯してその活動に参画し、事業の推進に努めるものとする。

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込みをした者が前条第2項に適合する場合には、正当な理由がない限り入会を承認するものとする。理事長が入会を不承認とした場合には、理由を付した書面をもって、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、毎年、会費を負担しなければならない。

2 前項の正会員の会費の額は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(退 会)

第9条 正会員は、退会届の提出等により、退会の意思を表明して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 定款等に違反したとき
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合には、議決の前に、当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(正会員の資格の喪失)

第11条 正会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会の意思を表明したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告をうけ、又は法人その他団体にあつては解散したとき

(3) 2年を超えて会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(後援会員)

第12条 正会員以外で、この法人の目的に賛同し、資金してその事業を後援しようとする者(法人その他団体であることを妨げない。)は、申し出て後援会員となることができる。

2 後援会費の基準は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

3 後援会員は、この法人の事業活動及び収支の状況につき、適切に報知されるものとする。

第3章 役員及び職員

(役員の数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事長1人及び副理事長2人は、理事が互選する。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員のうちから総会において選任する。

2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第20条各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(監事の兼職禁止)

第15条 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は他の在任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成して、定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告するものとする。

(理事会の権限)

第19条 理事会は、定款に別に定めのある事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

(4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第20条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 定例会は、毎月1回招集するものとする。

3 臨時会は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の4分の1以上又は監事から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

4 前項第2号の場合には、理事長は、その請求のあった日から1週間以内に理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、あらかじめ書面又は電磁的方法により、会議の日時、場所及び目的事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(理事会の議事)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、第2項及び次項の規定の適用につき、これを出席したものとみなす。

5 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の議決につき特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することができない。

(理事会の議事録)

第22条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者の氏名(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を付記する。)

(3) 付議事項

(4) 議事の経過の概要及び結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名し又は記名押印する。

(監事の職務)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員解任)

第24条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるに不適しい非行があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第25条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の活動を社会的、精神的に支援するものとし、理事長の諮問に応じて助言を行い、意見を述べる。

(報酬等)

第26条 役員及び顧問は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した実費を弁償することができる。

(事務局)

第27条 この法人に、事務局を置き、事務局には、事務局長1人及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事長の監督を受け、職員を指揮して、この法人の業務を処理する。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長がこれを行う。ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を要する。

第4章 会員総会

(総会の構成)

第28条 総会は、正会員をもって構成する。各正会員の表決権は、平等なものとする。

(総会の権限)

第29条 総会は、定款に別に定めのある事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他事業の運営に関する重要な事項

(総会の招集)

第30条 総会は、第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回招集するものとする。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第23条第4号の規定に基づいて招集するとき
- 4 前項第2号の場合には、理事長は、その請求のあった日から4週間以内に総会を招集しなければならない。
- 5 総会を招集するときは、開催の日の5日前までに書面により、会議の日時、場所及び目的事項を通知するものとする。

(総会の議事)

第31条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第2項及び次項の規定の適用につき、これを出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、定款に別に定めのある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の議決につき特別の利害関係を有する正会員は、その議決に参加することができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数、出席者数及び出席者の氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記する。)
 - (3) 付議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名し又は記名押印する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び後援会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 補助金収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って、行われなければならない。

(会計区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、予算が成立したときは、当該予算に基づく収益費用とみなす。

(予算の補正)

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の予算に追加その他の変更を加えることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

2 定款の変更は、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けなければならない。

3 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第7章 解散及び合併

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議は、正会員総数の4分の3以上の多数をもってしなければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人)

第45条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

2 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の4分の3以上の多数をもってする総会の議決を経るとともに、所轄庁の認証を受けなければならない。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、特定非営利活動法人ファミリーハウスの掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(細 則)

第49条 定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日(平成11年(1999年)11月15日)から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。

(役職名)	(氏 名)	(役職名)	(氏 名)	(役職名)	(氏 名)
理 事	赤沢 幸雄	理 事	キャサリン・ラリー	理 事	村松 一
理 事	伊東 正晴	理 事	桑野 正之	理 事	安原美世子
理 事	飯塚 眞之	理 事	小林陽太郎	理 事	山田 智之
理 事	江口千代子	理 事	高山 順	理 事	渡邊 昌子
理 事	大平 睦郎	理 事	田中 初美	監 事	佐藤 敦子
理 事	沖 匡子	理 事	長坂 寿久	監 事	福川 辰郎
理 事	乙竹 利清	理 事	長谷川幸恵		
理 事	木村すみ子	理 事	畑 涼子		

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年(2001年)3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年(2000年)3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人会員 年額 5,000円

(2) 法人会費 年額 10,000円

改正附則

1 第8条第2項、第12条第2項、第13条第1項、第45条第2項及び第47条第2項の改正規定は、所轄庁がこれを認証した日(平成13年(2001年)8月31日)から施行する。

2 第29条、第38条、第41条、第43条の改正規定は、所轄庁がこれを承認した日(平成15年(2003年)10月24日)から施行する。

3 第20条第5項、第21条第3項、第22条第1項第2号、第29条第3号、第33条第3号・第4号・第5号・第7号、第38条、第39条第1項・第2項、第41条第1項、第43条第2項・第3項、第44条第1項第5号、第46条、第48条の改正規定は、所轄庁がこれを認証した日(平成30年(2018年)8月20日)から施行する。